

## 平塚市聖苑残骨灰売渡に関する一般競争入札実施要領

### 1. 入札に付する事項

- (1) 売渡物件：契約期間に平塚市聖苑から発生する残骨灰
- (2) 予定火葬件数 3,500件※（12歳以上の火葬件数のみ）  
予定重量 約7.1トン（直近5年の実績から推定）※  
※件数及び重量は予測値であり令和8年度内の火葬実績に応じて変動する。
- (3) 履行期間  
令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- (4) 概要  
上記履行期間内において、次のとおり実施するもの。
  - ア 残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を再資源化するため、買受者は、平塚市聖苑から発生する残骨灰を回収する。
  - イ 回収した残骨灰を「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、平塚市（以下「売渡者」という。）にその報告を行う。
  - ウ 引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を売渡者に支払う。

### 2. 入札参加資格に関する要件

- (1) 「一般委託」で平塚市長から有効期間内の認定を受けていること。
- (2) 本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂を所有もしくは契約・協定等を結んでおり、滞りなく埋葬できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、その後の改正を含む。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公表開始日において、国又は地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。ただし、契約締結日までに指名停止処分を受けた場合は、契約できないものとする。
- (5) 公表開始日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。（更正手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。）ただし、契約開始日までに当該申し立てがあった場合は、契約できないものとする。
- (6) 国税及び地方税（平塚市税を含む）の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人、又は代理人として

使用する者でないこと。

### 3. 入札参加希望申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、始めにメールにより参加希望申請をしなければならない。

#### (1) 申請期間

令和8年（2026年）1月26日（月）から

令和8年（2026年）1月27日（火）まで

#### (2) 申請方法及び申請先

ア 実施要領に添付の平塚市一般競争入札参加希望申請書（様式1）により、下記の市民課のメールアドレス宛てに電子メールで送付すること。

イ メールタイトルは「【聖苑残骨灰入札参加希望申請】+社名」として明記すること。

市民課メールアドレス：[shimin@city.hiratsuka.kanagawa.jp](mailto:shimin@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

#### (3) 提出書類

・平塚市一般競争入札参加希望申請書（様式1）1部

### 4. 入札参加申込書の提出

質問回答期間終了後、正式に入札への参加を希望する者は、次による申込をしなければならない。

#### (1) 提出場所

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市 市民部 市民課（平塚市役所本庁舎1階107番窓口）

電話0463-20-8062（直通）

#### (2) 提出期間

令和8年（2026年）2月9日（月）から

令和8年（2026年）2月10日（火）まで

※受付時間は、提出期間内の平日の9時から17時まで（12時から13時までは除く）。

#### (3) 提出方法及び提出先

上記（1）の提出場所へ（4）の提出書類一式を直接持参すること。（郵送提出は不可）

#### (4) 提出書類

ア 平塚市一般競争入札参加申込書（様式2）1部

イ 「本実施要領2（2）」に係る事実を証する書類（契約書等の写し）1部

※契約の有無について、市から納骨先の法人等へ確認することあり。

ウ 納税証明書（3か月以内に発行されたもの・写し可）各1部

次の地方税及び国税に関する納税証明書等（直近1過年度分）を提出すること。

- ・法人県民税、事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県の県税事務所が発行するもの。

神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

- ・法人税、消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署で発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出すること。

- ・平塚市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

平塚市が発行するもの。

市内に事業所があるが、固定資産がない場合は、無資産証明書を提出すること。

- ・平塚市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

平塚市が発行するもの。

## 5. 入札参加通知書の通知

入札参加申込書を提出し、参加資格が認められた者には、次のとおり入札参加通知書を通知する。なお、参加資格が認められない者に対しては特に通知しない。

### （1）通知日時

令和8年（2026年）2月13日（金）正午まで

### （2）通知方法

電子メールによる通知（入札参加申込書に記載のメールアドレスに対し送付する）。

電子メール不着による確認を行う場合、「本実施要領4（1）」へ連絡すること。

## 6. 入札参加資格の喪失

参加資格が認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができなくなる。

### （1）「本実施要領2」の（3）から（7）の各号のいずれかに該当する場合。

### （2）入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をした場合。

## 7. 入札の方法等

### （1）入札方法

単価契約となるため、予定数量に単価を乗じた総額の金額を記入し、入札すること。

また、入札書（様式4）に併せて、入札額内訳書（様式5）を添付すること。

### （2）提出方法

「本実施要領7（6）」に記載の日時・場所に入札書（様式4）及び入札額内訳書（様式5）を持参すること。

(3) 消費税及び地方消費税の取扱

当該入札金額に係る消費税及び地方消費税については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額及び単価等は消費税及び地方消費税を除いた金額で記載することとする。

(4) 入札書及び入札額内訳書

入札書は様式4を使用し、入札額内訳書については様式5を使用すること。

ただし、入札者の代理人が提出する場合は、入札者の記名及び代理人の記名押印が必要になるほか、入札者からの委任状（様式6）の提出が必要。

(5) 開札立会に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札立会に関する権限の委任を受けること。なお、委任状（様式6）については事前に提出すること。

(6) 入札日時及び場所

ア 日 時 令和8年（2026年）2月18日（水）

受付時間 午前10時00分から午前10時15分まで

入札開始 午前10時30分

イ 受付場所 平塚市役所本館6階 619会議室

ウ 入札場所 平塚市役所本館6階 619会議室

※入札場所への入室は、申請者又はその代理人の方1名のみとさせていただきます。

※受付終了時刻までに受付（入札保証金の納付を含む）が済んでいない場合又は入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できませんので御注意ください。

※郵送等による入札は認めません。

(7) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間にこの市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去5年の間に、本市を含む国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であって、かつ、当該入札保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 開札の日時及び場所

「本実施要領7（6）」と同じ

(9) 印鑑

入札当日は「入札参加者名簿」に記名、押印するため、参加者又は代理人（受任者）本人の印鑑（認印可）を持参する。なお、代理の者が入札に参加する場合、入

札書の代理人の印、委任状の受任者（代理人）の印、入札参加者名簿の印はすべて同じものを使用すること。

（10）落札者の決定方法

落札者は、本市の予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

（11）再入札の実施

落札者がいない場合は後日再入札を行う。再入札の日時については、別途通知するものとする。

（12）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 入札書に不明な事項を記載した者又は入札書に記名若しくは押印をしなかった者

ウ 2通以上の入札書を提出した者

エ 他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は1人で2人以上の代理をした者

オ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 入札書（様式4）に記載の総価金額と、入札額内訳書（様式5）の項目の予定数量に単価を乗じて算出した金額及に相違がある者

キ 入札額内訳書の計算に誤りがある場合、もしくは「本実施要領7（6）」に記載の日時までに未到達（不着）の者

ク 指定された入札方法以外の方法で提出された者

## 8. 入札の辞退

（1）辞退をする場合には「本実施要領7（6）」受付時間までに辞退届（任意書式）を提出すること。

（2）「本実施要領7（6）」受付時間までに入札者が不着の場合は、辞退と同様の扱いとする。

## 9. 入札の手続等

・契約保証金について

政令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が過去5年の間に、本市を含む国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該契

約保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 市長が前項で定める率の契約保証金を納める必要がないと認めたとき。

## 10. 仕様等に関する質問について

### (1) 問い合わせ先

「本実施要領4（1）」と同様。

### (2) 質問受付期間

令和8年（2026年）1月28日（水）8時30分から

令和8年（2026年）1月30日（金）17時00分まで

### (3) 質問方法

実施要領に添付の入札質問票（様式3）により、下記の市民課のメールアドレス宛てに電子メールで送付すること。

メールタイトルは必ず「【聖苑残骨灰入札質問】+社名」として明記すること。

市民課メールアドレス：[shimin@city.hiratsuka.kanagawa.jp](mailto:shimin@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

### (4) 質問に対する回答方法

令和8年（2026年）2月6日（金）までに当該入札参加希望申請者全員宛にメールにて回答を送信。

## 11. その他

- (1) 当該入札は、実施要領に定めるもののほか、平塚市契約規則に定めるところによる。
- (2) 入札結果については、落札者の決定後に市のホームページにおいて公表いたします。  
なお、入札結果については全て情報公開の対象となりますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) その他、お問い合わせ等の窓口は、「本実施要領4（1）」と同様とする。
- (4) 当該契約については、令和8年度の予算の議決をもって成立するものとする。
- (5) 談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止もしくは延期する場合において、申請者が受けた損失については、本市は一切の補償を行わない。
- (6) 添付書類等
  - ア 平塚市一般競争入札参加希望申請書（様式1）
  - イ 平塚市一般競争入札参加申込書（様式2）
  - ウ 入札質問票（様式3）
  - エ 入札書（様式4）
  - オ 入札額内訳書（様式5）
  - カ 委任状（様式6）
  - キ 平塚市聖苑残骨灰壳渡に関する契約書（案）

ク 平塚市聖苑残骨灰壳渡仕様書

以 上